



船員法等に違反した船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等に違反した船舶所有者に対し、船員災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的として、四半期毎に公表を行っています。

令和8年度第1／四半期において、神戸運輸監理部管内で公表対象となった船舶所有者があったため、別紙のとおり、神戸運輸監理部のホームページにて公表を行います。

1. 公表の対象

船員法等に違反し、付加されたポイント（ポイント継続期間は最長2年間）の累計が120ポイント以上となった船員法上の船舶所有者

2. 公表期間

令和8年8月7日（金）から6か月間

（掲載期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 担当：井澤、八澤 電話：078-321-7058（直通）



神戸運輸監理部公式X